

小売電気事業に関する制度的措置に係る経済産業大臣への建議について（案）

令和4年12月5日
電力・ガス取引監視等委員会事務局
取引監視課

（趣旨）

昨今の小売電気事業をとりまく市場環境等を踏まえて、需要家の保護や社会的負担の抑制を図るため、本年7月以降、制度設計専門会合（以下「専門会合」という。）において、小売電気事業の「①事業開始時・②事業開始後・③事業撤退時」の3段階について、必要な制度的対応等を検討してきた。

これを踏まえ、電力・ガス取引監視等委員会から経済産業大臣に対し、所要の制度的措置を図るよう建議すること等について御審議を頂きたい。

1. 経緯（※専門会合における検討の詳細については、資料3-2を参照。）

近年、電力市場価格の高騰等に伴い、小売電気事業者が持続可能な事業運営を行うことの難しさが顕在化している。これに伴って、小売電気事業者の撤退等が増加しているところ、需要家の保護や社会的負担の抑制を図ることが重要である。そのため、本年7月以降、専門会合において、小売電気事業の「①事業開始時、②事業開始後、③事業撤退時」の3段階について、必要な制度的対応等を検討してきた。

その結果、小売電気事業者に対して持続可能な事業運営を促すため、

- 「①事業開始時（小売登録審査）」において、小売登録の申請者に対し「事業上のリスク要因の分析」や「当該リスク要因への対策の検討」等を求めるとともに、その検討結果を反映した「事業計画」の提出を求めること、
- 「②事業開始後」においても、「リスク管理体制の運用状況」や「資金の概況」について、事業者がセルフチェックし、その結果を国に定期報告するとともに、セルフチェックの実効性を高めるため、国が定期報告の内容をモニタリングすること、

などの対応（リスクチェック）が取りまとめられた。

また、「③事業撤退時」についても、需要家が契約を切り替えるために必要な周知期間を十分に確保すること、適切な方法で需要家に周知すること、苦情等の処理体制を適時に見直すことなど、必要な対応が取りまとめられた。

2. 今後の対応（案）

（1）経済産業大臣への建議

上記の専門会合における検討内容（ただし、以下の（2）に記載された事項を除く。）のうち、電気事業法施行規則（平成7年通商産業省令第77号）、「電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等」（平成12年7月1日付け平成12・05・29資

第16号)、「電力の小売営業に関する指針」(平成28年1月制定)等に関し、制度的措置が必要な点について、別紙のとおり、電力・ガス取引監視等委員会から経済産業大臣に対し、所要の対応を図るよう建議することとしたい。

(2) 継続的な検討事項

「②事業開始後」に係る対応のうち、事業者によるセルフチェックについては、セルフチェックの結果を国に定期報告するための様式の改正等が必要となるが、国が定期報告の内容を効果的・効率的にモニタリングするためには、報告様式のデジタル化(DX化)も必要である。

そのため、電力・ガス取引監視等委員会事務局において、DX化に向けたシステム開発に取り組み、その開発結果を踏まえ、後日、経済産業大臣に対し、所要の制度的措置を図るよう建議することとしたい。

別紙

経済産業省

●●●●●●●●電委第●号
令和●年●月●日

経済産業大臣 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

小売電気事業に関する制度的措置について（建議）

電力・ガス取引監視等委員会は、昨今の小売電気事業をとりまく市場環境等を踏まえて、需要家の保護や社会的負担の抑制を図るため、必要な制度的対応等を検討しました。

これを踏まえ、電力の適正な取引の確保を図るため、電気事業法施行規則（平成7年通商産業省令第77号）、「電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等」（平成12年7月1日付け平成12・05・29資第16号）、「電力の小売営業に関する指針」（平成28年1月制定）等（以下「関係法令等」という。）に関して、別添の事項に係る所要の制度的措置を図る必要があると認められることから、電気事業法（昭和39年法律第170号。以下「法」という。）第66条の14第1項の規定に基づき、貴職に建議いたします。

経済産業大臣に対する建議事項

1. 小売電気事業の開始時に関する事項

- (1) 関係法令等において、法第2条の2に定める小売電気事業の登録の申請に際して、その申請者に対し、①小売電気事業に係る「事業上のリスク要因の分析」や「当該リスク要因への対策の検討」等（以下「リスク分析等」という。）に関する様式の提出を求めることや、②リスク分析等を踏まえた3年間の事業計画の提出を求めること等を規定すること。さらに、登録に当たっては、リスク分析等が適切に行われていること等を確認する旨を規定すること。

2. 小売電気事業の開始後に関する事項

- (1) 「電力の小売営業に関する指針」において、小売電気事業者が、自身の財務状況等に関する情報について、可能な範囲で、ホームページやパンフレット、チラシ等を通じて需要家に分かりやすく情報提供することが「望ましい行為」である旨を規定すること。さらに、虚偽又は誤解を招く方法で、当該情報を提供することは、「問題となる行為」である旨を規定すること。

3. 小売電気事業の撤退時に関する事項

- (1) 関係法令等において、小売電気事業者が、その意思によって事業の全部を休止し、又は廃止しようとする場合（以下「全部休廃止時」という。）に求められる需要家への周知について、①30日以上（例えば60日）の周知期間を設ける必要があることや、②特に、より長い周知期間を確保する必要がある可能性が高いケース（特別高圧や高圧の契約を解除する場合等）は、90日以上周知期間を設ける必要があること等を規定すること。さらに、当該周知に当たって、①需要家が周知内容を確実に認識するような方法を用いる必要があることや、②需要家が容易に認識できるよう、見やすい文字・体裁で記述する必要があること等を規定すること。
- (2) 関係法令等において、小売電気事業者が、その意思によって事業の一部を休止し、又は廃止しようとする場合（以下「一部休廃止時」という。）であって、電気の利用者の利益を阻害すると考えられる場合には、法第2条の8第3項に準じて、(1)に記載した周知期間の確保や適切な周知等が必要となる旨を規定すること。
- (3) 「電力の小売営業に関する指針」において、託送料金等の未払い等に伴い、①小売電気事業者が、一般送配電事業者等から託送供給契約を解除される可能性を認識した場合であって、かつ、②当該契約解除を回避するための措置を講じることができる見込みが無いと小売電気事業者が自ら判断した場合について、小売電気事業者が需要家

に速やかに周知しないことは、「問題となる行為」である旨を規定すること。さらに、当該周知に当たって、全部休廃止時及び一部休廃止時と同様、①需要家が周知内容を確実に認識するような方法を用いる必要があることや、②需要家が容易に認識できるよう、見やすい文字・体裁で記述する必要があること等を規定すること。

(4) 「電力の小売営業に関する指針」において、小売電気事業の休止・廃止や、料金の改定等、需要家からの苦情・問合せが増加すると見込まれる場合は、必要に応じて、苦情・問合せの処理体制を適時に見直すこと等が適切であり、こうした対応を怠ることが「問題となる行為」である旨を規定すること。

(5) 「電力の小売営業に関する指針」において、需要家側から小売電気事業者に対し、小売供給契約の解約や、それに関連する問合せ等を行う際に、WEB やメールなど、複数の方法が利用可能となるよう、小売電気事業者が体制の整備を行うことが「望ましい行為」である旨を規定すること。